

今期の国際小委員会の進め方について（案）

1. 現状整理

前期の国際小委員会においては、著作権に関する国際ルール形成に向けた取組が、1996年の「著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）」と「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）」の策定以降、極めて困難な状況になっていることを踏まえ、国際的な著作権等の保護と利用促進の観点から、今後、我が国が取るべき国際対応の在り方について検討を行った。具体的には、まず、近年の著作権を巡る国際動向を分析する観点から、国際ルール形成検討ワーキングチームを設置し、検討を進めるとともに、これを踏まえ、国際小委員会として、今後優先的に検討に着手すべき課題として、次の4点を抽出した。

(1) 著作権保護に向けた国際的な対応

－視聴覚実演及び放送機関の保護に関し、W I P Oにおける議論を十分に踏まえつつ、今後の対応の在り方について検討する。

(2) 国境を越えたエンフォースメントの実効性確保に向けた対応

－国際裁判管轄及び準拠法に関し、わが国の著作権関連ビジネスの円滑化に資する国際ルールの在り方について、米国や欧州において検討が進められているモデルも踏まえつつ検討する。
－デジタル化・ネットワーク化による国境を越えた侵害行為への権利執行に関し、その実効性確保に資する方策について、国際動向も踏まえつつ検討する。

(3) 開発と知財問題への対応

－途上国における開発問題に関し、知識の利用を促すような法制度及びその運用の在り方について、W I P O等の動向を踏まえつつ検討する。
－フォークロアへの対応に関し、各地域や民族の特性に応じて柔軟な対応が可能となるガイドライン又はモデル規定の在り方等について、W I P O等の動向を踏まえつつ検討する。

(4) その他の検討課題

－上記検討課題等を踏まえたT R I P S及び二国間協定・協力等への対応の在り方、著作権に関する制度運用の国際協力の在り方について検討する 等。

これら課題のうち、とりわけ優先的に検討すべき課題について審議を行い、以下の意見が提示された。

- ・ (2)の国境を越えたエンフォースメントの実効性確保に向けた対応を優先的に検討すべき。ネットワーク化に対応した海外の法制度整備は進捗してきているが、海外での侵害行為への権利執行については、手続きの不透明性や煩雑性から実効性が十分に確保できておらず、まずは、海外における実態の情報収集及び分析を行うべき。また、国際裁判管轄及び準拠法の在り方については、米国及び欧州での検討に遅れを取ることなく、我が国としても国益の観点から如何なる形が望ましいのかについて検討を進めるべきである。
- ・ (1)の著作権保護に向けた国際的な対応については、国際的な著作権ルールのハーモナイゼーションに向けた意欲が後退することのないよう、重要な課題として位置づけ、引き続きその対応の在り方について検討を継続すべきである。

以上の審議経過は、本年1月26日に開催された著作権分科会において、国際小委員会から報告がなされ（参考資料参照）、これを踏まえて、3月25日に開催された今期著作権分科会において、今期の国際小委員会の設置が決定されたところ。

2. 今後の検討課題（案）

今期は、前期の本小委員会での審議に基づいて、以下の課題について、検討を行うこととする。

(1) 国際裁判管轄及び準拠法に関する国際ルール形成の在り方

- ・ 欧米では、国境を越えた著作権ビジネスに対するリスク低減等の観点から、自国又は地域の商慣行や事情に配慮した国際裁判管轄及び準拠法の在り方の検討が進められている。また、本件について、国際的な議論の場で新たに持ち上げようとする動きもある。こうした状況を踏まえ、今後の国際的な場での検討の可能性を見据えつつ、本件について国益の観点から検討を進める。

（検討内容例）

- － 欧米における国際裁判管轄及び準拠法に係る判例及びルール形成に関する検討動向の収集整理及び分析
- － 今後予想される国際的議論に向けた我が国のスタンスの明確化（著作権侵害事件の専属性、外国判決の承認・執行、著作者ないし最初の著作権者の準拠法、公衆送信の準拠法等）

(2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

- ・ 海賊版対策は、これまで知財制度が未整備で保護意識が低い地域に対して重点的に講じてきたが、インターネットの普及に伴う侵害のスピード化と規模拡大に伴い被害が深刻化している。また、侵害者がネット上でコミュニティを形成し、国境を越えて侵害対策の緩いサイトを渡り歩く現象が発生しているなど、実効性確保が困難となっている。このようなインターネット上の侵害行為の特性を踏まえ、いかなる対策を講じていくべきか検討を進める。

(検討内容例)

- －海外でのネット上の侵害行為に対する権利行使上の手続面での課題整理
- －国境を越えた海賊行為への対応に係る情報共有及び国際協調等の在り方
- －ネット上における海賊版対策と正規版の流通推進の一体的取組の在り方

(3) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

- ・ これまで、インターネット上における視聴覚実演や放送機関の保護に向けた条約交渉がマルチ（WIPO）の場で進められているが、依然として合意形成が困難な状況にある。他方、欧米においては、各々の関心事項について、地域レベルで補完的な検討を進める動きも見られる。こうした状況を踏まえ、マルチの場での議論の進捗状況を踏まえつつ、我が国の今後の対応について検討を進める。

(4) 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方

- ・ 先進国・途上国間で意見に隔たりが見られる状況下において、相互に合意可能な方策又は相互理解を深める方策について、国際交渉の場での議論の進捗状況を踏まえつつ検討する。

3. 今期の進め方（案）

- ・ (1) の国際裁判管轄及び準拠法の在り方については、知的財産制度のみならず、国際私法の側面からの専門的かつ詳細な検討が必要となるため、ワーキングチームにおいて検討を行い、経過報告を受ける。
- ・ それ以外の課題については、国際的な議論の動向も踏まえつつ、本小委員会において、審議を行う。
- ・ 本小委員会及びワーキングチームの検討状況を踏まえ、必要に応じて国際小委員会の報告書又は審議経過報告としてとりまとめる。

国際小委員会経過報告

平成 21 年 1 月 26 日

国際小委員会

今年度の本小委員会においては、著作権に関する国際ルール形成に向けた取組が、1996 年の「著作権に関する世界知的所有権機関条約 (WCT)」と「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約 (WPPT)」の策定以降、極めて困難な状況になっていることを踏まえ、国際的な著作権等の保護と利用促進の観点から、今後、我が国が取るべき国際対応のあり方について検討を行った。具体的には、まず、近年の著作権を巡る国際動向を分析する観点から、国際ルール形成検討ワーキングチームを設置し、検討を進めるとともに、これを踏まえ、国際小委員会として、今後優先的に検討に着手すべき課題を整理した。

1. 近年の著作権を巡る国際動向に関する認識

近年の著作権を巡る国際動向については、以下のとおりの認識を共有した。

著作権を巡る国際ルール形成の動きをかんがみると、1995 年の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」の成立以降、国際的な著作権保護の枠組みが、ベルヌ条約やローマ条約に基づくコンセンサス型からより強い拘束力を伴うものへと変化し、世界知的所有権機関 (WIPO) のもとでのコンセンサス中心の国際秩序に変動が生じてきている。

また、経済のグローバル化と情報技術の発展により、先進国と途上国双方の経済の融合が進む中、両者間での知的財産制度の構築に向けたスタンスとアプローチに大きく差異が生じつつある。具体的には、先進国サイドは、著作権制度のエンフォースメントの実効性確保に重点を置くようになってきており、そのアプローチも、国際条約を中心としたマルチのみならず、地域経済連携協定等のバイ・プルリも含めた多層的なものへとシフトしつつある。これに対し、途上国サイドは、知識へのアクセスを確保する観点から、国際的な著作権制度の柔軟性・公益性に重点を置き、途上国による多数国間の連携のもとで、国際条約を中心としたマルチにおける働きかけを強めるようになってきている。

このように国際ルール形成を巡る情勢が、先進国と途上国双方の思惑によって複雑化している状況を踏まえれば、我が国としても、これまでのマルチの場を中心としたスタンスだけでなく、多角的な国際ルール形成の方策を探り、より実現性の高いアプローチを模索することが必要になっている。このため、国際的な保護の強化に向けた取組に加えて、その実効性を高めるためのエンフォースメントへの取組や、開発と知財の問題への具体的対応のあり方について検討することが不可欠である。

2. 国際対応の観点から今後優先的に検討に着手すべき課題

1. に示された国際情勢の分析を踏まえ、国際対応の観点から今後検討すべき課題として、次の4点を抽出した。

(1) 著作権保護に向けた国際的な対応

－視聴覚実演及び放送機関の保護に関し、W I P Oにおける議論を十分に踏まえつつ、今後の対応のあり方について検討する。

(2) 国境を越えたエンフォースメントの実効性確保に向けた対応

－準拠法及び国際裁判管轄に関し、わが国の著作権関連ビジネスの円滑化に資する国際ルールのあり方について、米国や欧州において検討が進められているモデルも踏まえつつ検討する。

－デジタル化・ネットワーク化による国境を越えた侵害行為への権利執行に関し、その実効性確保に資する方策について、国際動向も踏まえつつ検討する。

(3) 開発と知財問題への対応

－途上国における開発問題に関し、知識の利用を促すような法制度及びその運用のあり方について、W I P O等の動向を踏まえつつ検討する。

－フォークロアへの対応に関し、各地域や民族の特性に応じて柔軟な対応が可能となるガイドライン又はモデル規定のあり方等について、W I P O等の動向を踏まえつつ検討する。

(4) その他の検討課題

－上記検討課題等を踏まえたT R I P S及び二国間協定・協力等への対応のあり方、著作権に関する制度運用の国際協力のあり方について検討する 等。

また、これら課題のうち、とりわけ優先的に検討すべき課題について審議を行い、以下の意見が提示された。

- ・ (2)の国境を越えたエンフォースメントの実効性確保に向けた対応を優先的に検討すべき。ネットワーク化に対応した海外の法制度整備は進捗してきているが、海外での侵害行為への権利執行については、手続きの不透明性や煩雑性から実効性が十分に確保できておらず、まずは、海外における実態の情報収集及び分析を行うべき。また、準拠法及び国際裁判管轄のあり方については、米国及び欧州での検討に遅れを取ることなく、我が国としても国益の観点から如何なる形が望ましいのかについて検討を進めるべきである。
- ・ (1)の著作権保護に向けた国際的な対応については、国際的な著作権ルールのハーモナイゼーションに向けた意欲が後退することのないよう、重要な課題として位置づけ、引き続きその対応のあり方について検討を継続すべきである。